



【凡例】

- 別添資料12（その他工作物）
- その他の主な解体撤去対象物
- 法面補修対象崩落個所
(要求水準書 2P 1(4)ウ(イ)⑦)
- 目隠しフェンス設置想定箇所
(要求水準書 23P 3(3)ウ(ウ)広場)

※擁壁などの有用工作物や「(仮称)倉敷学校給食共同調理場・防災備蓄倉庫整備事業」で先行撤去する施設・残置物を除いて、事業敷地内のすべての施設・工作物・残置物が解体撤去の対象となります。

※正確な位置・状況は現況を正としてください。

1:1,500

